

# 河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について

岡山県知事 伊原木 隆太

河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第22第1項及び第2項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定するとともに、都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占有の方針（以下「都市・地域再生等占有方針」という）及び当該施設の占有主体（以下「都市・地域再生等占有主体」という。）を定める。

## 第1 都市・地域再生等利用区域

### 1. 指定範囲

一級河川高梁川水系小田川の河川区域で別図に示す区域

### 2. 指定年月日

令和7年6月10日

## 第2 都市・地域再生等占有方針

### 1. 都市・地域再生等利用区域において占有許可を受けることができる施設

- 1) 準則第22第3項第一号に掲げる「広場」
- 2) 準則第22第3項第二号に掲げる「イベント施設」
- 3) 準則第22第3項第三号に掲げる「遊歩道」
- 4) 準則第22第3項第四号に掲げる「船着場」
- 5) 準則第22第3項第五号に掲げる「船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）」
- 6) 準則第22第3項第六号に掲げる「広場、イベント施設、遊歩道、船着場及び船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等」
- 7) 準則第22第3項第七号に掲げる「日よけ」
- 8) 準則第22第3項第十一号に掲げる「その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす第六号に掲げる施設を含む。）」

## 2. 許可方針

- 1) 河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。
- 2) 工作物の設置にあたって河川管理施設に損傷を与えないこと。
- 3) 占用範囲及びその周辺において、良好な水辺空間を確保するため清潔の保持に努めること。
- 4) 占用施設を営業活動を行う事業者等（以下「施設使用者」という。）に使用させる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
- 5) 施設使用者に占用の許可を受けた施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
- 6) 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に、年一回以上で河川管理者が定める回数報告すること。

## 第3 都市・地域再生等占用主体

矢掛町（準則第22第4項第一号に掲げる者）

# 都市・地域再生等利用区域図

凡例

- 都市・地域再生等利用区域
- 河川区域

